

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回） 第55回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部合同会議

➤ 日時：令和2年12月22日（火） 午後9時00分～

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局

総務部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

鳥取市長、鳥取市健康こども部長、鳥取市保健所長、アドバイザー

※鳥取市テレビ会議参加者

副市長、総務部長、危機管理部長、税務・債権管理局長、人権政策局長、企画推進部長

企画推進部経営統轄監、市民生活部長、環境局長、福祉部長、経済観光部長、農林水産部長

都市整備部長、下水道部長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者、市議会事務局長

鳥取市各総合支所長、消防局長

➤ 議題：

(1) 症例報告について

(2) GoTo事業について

(3) WeLove鳥取キャンペーン3について

(4) その他

県内における新型コロナウイルス感染症陽性者の確定について
 (県70～73例目(鳥取市保健所管内36～39例目))

【県70～73例目(鳥取市保健所管内36～39例目) 性別:非公表】

	年代	居住地	職業	陽性 確認日	現在の 症状	経過 (発症日又は検体採取日から2日前まで)	国外、県 外への移 動歴	検査件数 (うち陽性)
70例目	20代	鳥取市	会社員	12/21	なし	12/17～19:勤務 12/19:下痢【発症日】、友人と会食 12/20:発熱(37.5℃)、倦怠感、頭痛 12/21:発熱(38.6℃)、倦怠感、頭痛、めまい 抗原定量検査→陽性判明 入院協力医療機関に入院	なし	検査済 65(3) 検査中 26件
71例目	30代	鳥取市	会社員	12/22	発熱 (37.1℃) 咽頭痛	12/22:県70例目の接触者としてPCR検査を実施 →陽性判定 12/22:感染症指定医療機関に入院 ※鳥取市保健所が情報を確認中	確認中	検査済 2(0)
72例目	50代	鳥取市	会社員	12/22	なし	12/22:県70例目の接触者としてPCR検査を実施 →陽性判定 12/23 入院協力医療機関に入院予定 ※鳥取市保健所が情報を確認中	確認中	調査中
73例目	非公表	非公表	会社員	12/22	発熱 (38.0℃)	12/22:県70例目の接触者としてPCR検査を実施 →陽性判定 12/22 入院協力医療機関に入院予定 ※鳥取市保健所が情報を確認中	確認中	調査中

対応方針

1. 陽性者対応

- ・県70例目：入院協力医療機関に入院
- ・県71例目：感染症指定医療機関に入院
- ・県72、73例目：入院協力医療機関に入院予定

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 濃厚接触者や検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前（無症状の方は検体採取日）2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う。

対応方針 2

3. 陽性者が勤務する会社への対応

- 鳥取市保健所と鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームにより、陽性者が接触した場所の消毒や感染防止対策についての確認・指導等を実施。

医療提供体制

1. 入院体制について(12月22日 20:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
313床	204床(※1)	8人(※2)	3%	4%

(※1)現時点確保病床を臨時的に52床追加確保中(152床⇒204床)

(※2)入院予定の新規陽性者を含む

2. 宿泊療養体制について

1施設(66室)を開設済み

鳥取県版新型コロナウイルス警報

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	12/21～
中部地区	注意報	12/14～

【参考】注意報の発令基準:東部1人/週、中部1人/週、西部1人/週に達した日(圏域単位で発令)
注意報の解除基準:注意報発令基準を下回った日の翌日

<感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化>

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化(積極的疫学調査、相談対応)
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

<保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続>

リエゾン派遣、疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を継続

鳥取市コロナシグナルについて



市内で新規陽性患者の発生に伴い 鳥取市コロナシグナル **オン** を継続

鳥取市コロナシグナル

☆新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

シグナル		オフ	オン
東部で新規陽性患者		なし	あり
鳥取県版新型コロナ警報		東部で発令なし	東部で注意報以上の発令
活動制限	イベント・会議等	<ul style="list-style-type: none"> 手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。 イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。 イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意を払うこと。 イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。 また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。	感染が確認された日の次の日から起算して 1週間 を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。
	市有施設	感染発生を予防する事項の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> 手洗い励行、マスク着用 換気の徹底 	感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては濃厚接触者（施設職員等）の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。 その他の施設については、イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の閉館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とする事で市民生活に重大な影響を及ぼす施設及び屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこの限りではない。 東部で鳥取県版新型コロナ警報の警報以上が発令期間中、各施設の判断で休館することを可能とする。

※1 東部で新規陽性患者確認された日の次の日から1週間新たに陽性患者が確認されない場合オフにする。
 ※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標			鳥取県 12月22日 20:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率 4% (8 [*] /204床)	25%以上
			最大確保 病床占有率 3% (8 [*] /313床)	20%以上
	うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率 0.2% (1/44床)	25%以上	
		最大確保 病床占有率 0.2% (1/47床)	20%以上	
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算	1.4人 (実数8人 [*])	15人以上	
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※12/15~21	0.2% (2/1,219人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は12/16~22で集計	0.9人 (実数5人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較	多い (5人/3人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)	20% (1/5人)	50%以上	

※入院予定の新規陽性者を含む

⑤の指標は目安を超えているが、感染拡大リスクを判断する上で重要な病床占有率は目安を大幅に下回っていることから、本県はステージⅢには達していないと考えられる。

新型コロナウイルス感染拡大に備え増床

入院体制

- 感染の急拡大に備え、フェーズ2の割当て病床の一部を前倒し確保(152床⇒204床)

【12月21日現在の入院状況・病床確保状況】

入院者数(A)	現時点確保病床		A/B	A/C
	現在の計画上数値(B)	年末年始(C)		
8人(※)	152床	<u>204床</u>	5.2%	<u>3.9%</u>

(※)入院予定の新規陽性者を含む

- 県入院医療トリアージセンターにより、圏域を超えた入院調整及び搬送体制を確保



新型コロナウイルス年末年始特別体制(12/24~1/11)

相談受付体制

コーディネート、緊急事態対応は新型コロナウイルス対策本部事務局で24時間対応

- 受診相談センター及び接触者等相談センターが24時間体制で対応(電話・FAX等)
- 診療所等の年末年始の診療体制を事前に把握し、適切に受診先を案内

関係機関が連携して体制運営

陽性判明時は
すぐに入院対応

検査体制

- 各保健所において、地区医師会、看護協会の協力により、検査センターを毎日運営
- 県衛生環境研究所のほか、県内の民間検査機関も活用し、検体採取当日に検査結果を出す体制を維持

外来診療体制

- 急患診療所を中心に診療体制を圏域ごとに確保
- 年末年始に発熱患者が集中するおそれがある急患診療所の運営を支援(50万円/日)
- 地区医師会、病院と連携した年末年始の診療体制を県内医療機関で情報共有

県民の皆様へ

◆感染経路が多様化し、感染者の検知が難しい、見えにくい状況で、どういう場所で感染しても不思議ではなくなってきました。少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆事業主の皆様は、オフィスにおける執務室・共用スペースについて、

- ・**他人と共用する物品**(テーブル、椅子、ゴミ箱、電話、ヘッドセット、パソコンなど)や**手が頻回に触れる箇所**(ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタンなど)は、**使用前後に消毒及び手洗い、手指消毒の徹底**
- ・トイレは、便器は清拭消毒、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置、蓋がある場合には、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示
- ・**勤務中のマスクの着用、1時間に2回以上、窓を開け換気**、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置など飛沫感染防止など**日ごろから感染防止対策の徹底をお願いします。**

本県でGoToイートを一時停止する基準の設定

- 実施中のGoToイートについて、県内で感染拡大した場合等に一時停止する基準を設定

【鳥取県GoToイート一時停止基準】

- ① 国の分科会の言うステージⅢに移行する懸念がある場合
・「現時点確保病床占有率」が25%以上に達する等
- ② 国から本県内に効果を及ぼす緊急事態宣言が発令された場合

- 食事券発行事業者と共同して、感染予防を徹底する内容の通知を12月25日に発すると共に、同内容のキャンペーン広告を12月26日及び元日に展開する。

入店時

- 体調が悪い場合は、来店を控えましょう。
- 手洗い・手指の消毒にご協力をお願いします。

店舗内

- 飲食するとき以外は、マスクを着用しましょう。大声・大騒ぎは控えてください。
- 大人数、例えば5人以上の飲食は控えてください。

飲食時

- 回し飲みや箸などの共用は避け、乾杯はグラスが触れないようにしましょう。
- 深酒は控え、長時間にならないようにしましょう。

その他

- 店舗が実施する予防対策に協力しましょう。
- 接触確認アプリ(COCoA)や安心登録システムを利用しましょう。

GoToトラベル事業の一時停止への対応

GoToトラベル事業の一時停止の状況(12月22日現在)

➤ 年末年始の全国一斉一時停止

12月28日から1月11日まで一時停止

※キャンセル料は、GoToトラベルの予算で負担

➤ 札幌市、大阪市、名古屋市、東京都(以下「4都市」という。)

<4都市を目的地とする旅行> 12月27日までの新規予約の受付を停止

<4都市を出発する旅行> 12月27日までに出発する旅行を控えるよう呼びかけ。

➤ 広島市(新規追加)

<広島市着> 12月16日から12月27日までの新規予約の受付を停止

<広島市発> 12月27日までに出発する旅行を控えるよう呼びかけ。

【本県の対応】

GoToトラベルの停止に伴う観光・宿泊のキャンセル等に機動的に対応するため、GoToトラベルの一時停止期間中の「WeLove鳥取キャンペーンPart3(12/7~1/11)」の宿泊施設に対する補助率、限度額を引き上げる。

<宿泊施設に対する補助率、限度額等の引き上げ>

・対象期間 12月28日(月)~1月11日(月・祝) ※年末年始(12/29~1/3)も対象とする。

・割引率 2割 ⇒ 半額に引き上げ

・上限額 3,000円 ⇒ 5,000円に引き上げ

※観光施設等については、変更なし(補助率1/2、限度額3,000円/人)

県外との往来に関する職員の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張は、基本的にオンライン形式で代替する
- 札幌市、東京23区、名古屋市、大阪市、広島市をはじめ、「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える
- 県外からの関係者等の招聘については、オンライン形式での代替、延期等を検討する
- 特に、とっとりホリデー期間中（12/24～1/11）は、年末年始の人の移動の分散化を図るため、県外との往来を伴う業務は、その必要性を十分検討すること

■ 基本的な感染対策の徹底

- 「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底する
- 共用する物品は、使用前後に消毒・手洗いを徹底する
- 会食の際のルール（飲酒は少人数・短時間、席の配置は斜め向かい、料理は個人ごとに配膳など）を徹底する